

[論文]

IFRS における資本区分の検討

—ドイツ会計制度との比較において—

青 木 隆

〈目 次〉	I	はじめに
	II	IAS 第32号における資本区分
	III	IFRS による資本区分の問題点
	IV	IASB・FASB 共同プロジェクトとドイツ商法会計
	V	むすび

I はじめに

周知の通り、金融商品を中心とした貸借対照表の貸方区分の問題について、FASB および IASB が2004年から共同プロジェクトを展開している。FASB では、2007年に予備的見解 (PV) が公表され¹⁾、IASB では、2008年に IAS 第32号が改訂されている²⁾。しかし、現在においてこの共同プロジェクトは作業を中断している状態である。

これについて、ドイツのデートレーフ・クラインディーク (Detlef Kleindiek) は、IFRS における貸借対照表上の自己資本 (bilanzielle Eigenkapital) を、会社法上の自己資本 (gesellschaftsrechtliche Eigenkapital) 概念から切り離す考え方について問題提起している³⁾。これまでの通説によると、貸借対照表上の自己資本は、貸借対照表に計上される財産から負債を控除した残額である⁴⁾。自己資本 (Eigenkapital) は、それゆえ計算上算出される差額として定義される。それは、貸借対照表において示される財産対象物 (Vermögensgegenstände) および負債 (Schulden) の計上項目および評価に左右される。自己資本または他人資本 (Fremdkapital) への帰属および両者の区分は、財産価値の増加により、貸借対照表上の企業の所有者の負担に関する負債項目が根拠づけられるか否かによって決まる⁵⁾。

しかし實際上、自己資本および負債の概念は厳密に区

分されず、現代の資金調達形態は古典的な他人資本調達のみならず、現代の資金調達形態は古典的な他人資本調達のメルクマールと、法律上典型的な自己資本のメルクマールとを組み合わせている⁶⁾。ここで議論は、いわゆる実質的な自己資本 (effective Eigenkapital) 概念に関して予定している。それは、自己資本調達 (Eigenfinanzierung) が特徴的なメルクマールを明確に限定しようとしている。単なる残額としての自己資本に関する理解とともに、そのような方法論は、もはや簡単に両立しえない。自己資本に関する実質的な内容の基準の追求は、いわば負債概念の (消極的な) 区分に資すると解される。

彼は、相互に調整される会社法および貸借対照表法のすべてのシステムにおいて、IFRS 決算書が限定的に効果を有するに過ぎないと述べる。つまり、IFRS 決算書は会社法上の自己資本を貸借対照表上の他人資本として表示するため、それ自体、純粋な情報貸借対照表の責務を機能的に果たしていないと解される⁷⁾。

この小論では、上記の見解を概観しながら、IFRS による資本区分の問題について、ドイツ会計制度との関連で検討する。

II IAS 第32号における資本区分

1 基本的な考え方

自己資本に関しては、IFRS も残額と解する。財務報

- 1) FASB, Preliminary Views, *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, 2007年。
- 2) IASB, Amendments to IAS32 *Financial Instruments: Presentation and IAS1 Presentation of Financial Statements, Puttable Financial Instruments and Obligation Arising on Liquidation*, 2008年。
- 3) Detlef Kleindiek, *Eigenkapital im nationalen und internationalen Bilanzrecht: Kapitalabgrenzung nach IFRS und HGB*, Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht, 175, 2-3, 2011年、247ページ。
- 4) 計算限定項目およびそれ以外の貸借対照表項目を考慮に入れる。(Detlef Kleindiek, 前掲論文注3)、248ページ)。
- 5) 成果に左右されない固定額請求権を伴う負債の理念的な形態に関して、他人資本としての区分は疑問の余地がない。同様に、自己資本に対する問題のない分類は、法令それ自体が源泉および目的決定により、貸借対照表上の自己資本における表示を予定する。例えば、調達した払込または留保される年度利益に対するような資金に関して明らかとなる (Detlef Kleindiek, 前掲論文注3)、248ページ)。
- 6) 例えば享益権資本の場合に、程度に応じて固定の払戻請求権は (成果依存である限り) 変動する資本報酬と結びつけられる。ドイツ経済検査士協会 (IDW) の専門委員会 (HFA) は“資本会社の年度決算書における享益権の取扱いについて”意見表明を行っている。それによると、これは債務法上根拠づけられる資本引渡の、貸借対照表上の自己資本としての表示に関する主要な諸基準とされる。つまり、支払不能時または清算時における劣後性、十分な額までの損失負担、資本報酬の成果依存性および資本引渡の長期性である。前二者のメルクマールは、自己資本に関して打ち出す特徴として現在まで受け入れられている一方で、後二者のメルクマール—とりわけ長期性—に関しては有効ではない。つまり、会社法上の自己資本の法形式上支配的で有効なメルクマールとして、他人資本提供者に対して劣後性および損失負担のみが本質をなす (Detlef Kleindiek, 前掲論文注3)、248-249ページ、Hauptfachausschuß des Instituts der Wirtschaftsprüfer in Deutschland: *Zur Behandlung von Genussrechten im Jahresabschluss von Kapitalgesellschaften*, in: Die Wirtschaftsprüfung, 第47巻第13号、1994年7月、419-423ページ)。なお、ドイツにおける享益権については、五十嵐邦正「ドイツにおける享益権の会計処理」『商学集志』(日本大学商学研究会) 第75巻第2号、2005年9月、29-47ページに詳しい。
- 7) Detlef Kleindiek, 前掲論文注3)、248-249ページ。

告に関する概念フレームワークにおいて自己資本は、すべての負債控除後に残る企業の財産価値の残額として定義される⁸⁾。自己資本金融商品は、IAS 第32号の標準的な基準において消極的に区分される。すなわち、金融負債の欠如のメルクマールのことである。したがって、自己資本金融商品は、他の企業に流動的な資金またはその他の金融上の財産価値を支払う契約上の義務を含まない。さらに、他の企業と金融上の財産価値（金融資産）または金融負債を、発行者にとって潜在的に不利になる条件で取り交わすのでもない⁹⁾。

発行会社の視点から、会社が契約上の義務の履行の際に、無制限に流動的な資金または他の金融上の財産価値の引渡し回避不能な場合、常に他人資本に分類すべき金融上の負債が存在する。その一方で、金融商品は、投資者が相当の給付を期待する際、契約状況がまだ個々の給付請求権を与えない場合に限り、自己資本金融商品として判断すべきである。その給付は、むしろ権限を有する会社機関の共同決定が前提条件である。IFRS の考え方において、この前提条件は普通株の場合に満たされる。すなわち、株主の配当請求権は株主総会の利益処分決議を前提条件にしている。しかしながら、例えば優先株の発行条件において、資本提供者に対する企業利益の一部の毎年の配当が契約上取り決められる場合、自己資本の表示にとって有害であると解される¹⁰⁾。

2 IAS 第32号（2008年改訂版）における自己資本金融商品のメルクマール

IASB は、IAS 第32号による資本区分における改訂に対して不自然であると認めた。ただし、区分の基本的な考え方を断念していない。IAS 第32号の改訂は、さらに金融上の負債の定義に合致しているにもかかわらず、特定の金融商品に関して自己資本における表示を定めている。つまり、他人資本に対する分類に関するこれまでの唯一の基準である決済アプローチ（settlement approach：存在する投資者の個別の請求権に基づく発行者の回避不能な給付義務）は、選択される金融商品に関して、当該請求権の所有者に典型的な権利状況を伝達する（いわゆる所有アプローチ—ownership approach）その所有者に打ち破られる¹¹⁾。

特定の金融商品は、諸条件を満たせば、それが金融負債の定義を満たしているにもかかわらず、自己資本と判断される。この意味において、一方で、例えば一定期間における企業に対する持分といった、その所有者に対して、清算時に企業財産に対する比例持分を与えるような金融商品は特権を有する¹²⁾。他方で、特定の解約可能な金融商品（売付可能金融商品）は自己資本に分類される。すなわち、その所有者にその目的で付与するのである。流動資金または他の金融上の財産価値で、金融商品はその発行者に返還し、または所有者の死亡または退職によ

8) IASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, パラグラフ4.4(C)。

9) IASB, 前掲資料注2), パラグラフ16。“自己資本金融商品”、“金融上の財産価値”および“金融上の負債”は、IFRS において“金融商品”の契約形態から結果として生じている。金融商品は、一方の企業に金融上の財産価値、他方の企業に金融上の負債または自己資本金融商品を導く2つの企業間の契約である。その際、IFRS が企業概念を非常に広義に解する（IASB, 前掲資料注2), パラグラフ14)。例えば、会社に対する持分を有する人が金融上の財産価値の所有者である。会社は、場合によっては自己資本金融商品を発行する。ただし、会社の持分が自己資本金融商品に対して“金融上の負債”を具現化しない場合に限る。そうでない場合、他人資本をもたらす。すなわち、会社に対する固有の請求権によって純財産を減少させる人は、それによって債権者となるのであって、自己資本提供者になるのではない（Detlef Kleindiek, 前掲論文注3), 250ページ)。

10) Detlef Kleindiek, 前掲論文注3), 250-251ページ。

11) IASB で、2006年6月に示されたIAS 第32号に対する修正草案は、特定の（解約可能な）金融商品に関して自己資本への分類を予定した。すなわち—他の前提条件と並んで—その所有者に、付すべき価値での補償に対する解約告知権および清算時に—上限または下限のない—企業の残余財産に対して参加する比例請求権を認める（パラグラフ11)。しかし、その両者の基準は、ドイツの人的会社に“喪失する自己資本”を法的に確実に阻害する。付すべき価値に対する補償を満たすことは、ドイツで広く行き渡っている補償条項という観点から、最も不確実とされる。それ自体は、判例において、法律上の請求権と比べて契約上取り決められる補償請求権の適切なコントロールを考慮に入れる。IAS 第32号に対する修正草案により、時価は資本市場に指向しない企業の場合、たしかに償還請求下でも計算式を用いて算出される。しかしこれは、式が付すべき価値の近似値を意図することのみを前提条件とする。帳簿価額条項による補償は、それによって帳簿価額と付すべき価値との本質的な相違が存在しない場合のみ適合すべきである（パラグラフ AG14A)。企業の残余財産に対して参加する比例請求権について、残余の概念（残余持分）が清算時におけるマイナスの純財産も含むべきか否かという、明らかにされていない問題が結び付けられた。しかし、さらに合資会社に対する持分は、その前提条件を規則的に満たしえないだろう。つまり、合資会社の有限責任社員の出資の費用により残る負債が、合資会社の無限責任社員によってのみ負担すべきである（Detlef Kleindiek, 前掲論文注3), 255-256ページ)。

12) IASB, 前掲資料注2), パラグラフ16Cおよび16D参照。

る、不確実の事象の発生の場合である¹³⁾。この解約可能な金融商品は、6つの累積的に満たすべき前提条件のもとで、自己資本金融商品として分類される¹⁴⁾。詳細は以下のとおりである。

(1) 清算時における持分請求権

企業の清算時において、金融商品の所有者は企業の純財産価値に対する比例的な（その参加は取り決められる資本に適合する）持分に関する請求権を有する¹⁵⁾。

その際、明確にもっぱら純資産のみが考慮されるため、この前提条件は比例参加的な補償にマイナスの純財産を要求しない。そのうえ、合資会社の場合に無限責任社員の個人的な無限責任は、払込から分離されるものとして、別個の金融商品としてみなすことを認める¹⁶⁾。無限責任社員の、場合によってはありうる不均衡な参加は、マイナスの清算財産を、責任引受を補うためにもたらす。それゆえ成果独立的な報酬と同様に、引き受けられる責任を補うために“清算時における持分請求権”の前提条件の不履行はほとんどない。

(2) 最劣後の資本区分に対する分類

当該金融商品は、他のすべてに劣後する金融商品の区分に属さなければならない。それゆえ、企業の清算時¹⁷⁾において他の請求権に対する優先がなく、最劣後の区分に属する。そのために、他の金融商品においても変更されないようにしなければならない¹⁸⁾。

(3) 最劣後の区分に属するすべての金融商品の同じ装備のメルクマール

最劣後の区分のすべての金融商品は、同じ装備のメルクマールを示さなければならない。その際に、基準において言及される例¹⁹⁾から、同一要件がもっぱら金融上の装備のメルクマールに当てはまるという結論が引き出される。

例えば、解約不能（“永続的な”）社債が最劣後の分類

で発行され、自己資本金融商品として表示する人的会社は、会社持分を（解約可能な金融商品として）自己資本金融商品として表示しえないと解される。その一方で、永続的に有効な金融商品が解約可能な金融商品に優先する（つまり最劣後に属しない）場合、“最劣後のクラスにおける同じ装備のメルクマール”という基準は違反しないと解される。

(4) 発行企業に対するさらなる義務の不在

流動資金またはその他の財産価値に対する取戻義務を除いて、当該金融商品はその所有者またはその他の企業に関する、さらなる給付に対して義務付けられる必要がない²⁰⁾。

(5) 予期される支払の流れの成果依存性

金融商品の有効期間にわたって、全体として予期される支払の流れは、本質的に（実質的に）有効期間にわたる年度利益（損益）、純財産の帳簿価額の変動（認識される純資産の変動）または企業価値の変動（認識されるまたは認識されない純資産の公正価値の変動）に基づく²¹⁾。

(6) 成果依存的な支払の流れを伴うその他の金融商品または契約の不在

自己資本金融商品としての解約可能な金融商品の分類は、発行者の他の金融商品または契約が存在しない。またその際に、予期されるキャッシュ・フローは同じく本質的に年度利益、純財産の帳簿価値の変動または企業価値の変動に基づく。その結果、それは解約可能な金融商品の所有者の残余請求権を著しく制限するか、もしくは完全に固定させることが必要である²²⁾。しかし、諸契約が継続して認められるならば、当該契約は市場で一般的であるべき諸条件に結び付けられ、商取引で一般的であるべき諸条件は、親密でない人との非公開の契約に結び付けられる²³⁾。

解約可能な金融商品に関する、この例外状態の6つの

13) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ11後段参照。

14) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ16Aおよび16B参照。

15) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ16A(a)参照。

16) IASB、前掲資料注2)、パラグラフAG14FおよびAG14G参照。

17) IASB、前掲資料注2)、パラグラフAG14AからAG14C参照。

18) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ16A(b)参照。

19) 金融商品の解約可能性または価値算出に関する標準的な方法が言及されている（IASB、前掲資料注2)、パラグラフ16A(C)参照）。

20) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ16A(d)参照。

21) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ16A(e)参照。

22) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ16B参照。

23) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ16BおよびAG14J参照。

前提条件を満たすならば、この解約可能な金融商品は、自己資本金融商品として表示すべきであると解される²⁴⁾。

Ⅲ IFRSによる資本区分の問題点

IASB に関して2008年に行われた、IAS 第32号による資本区分に対する改訂は、純粹に成果に指向して基礎を置いている。区分の以前の基本的な考え方に対してもたらされる異議は、これによって決して片づいていない。そのうえ、新たに生み出された例外状況の前提条件も、原則に影響を及ぼすように構成しない。

クラインディークは、IFRS による資本区分の問題点を、次のように検討している。

1 解約可能性に関する問題

自己資本に対する解約可能な金融商品の分類に関して、発行企業に対するさらなる義務の不在は、明確にIAS 第32号による通常の区分の考え方に負っている。このため、それは他人資本分類に関して決定的に義務の存在を考慮に入れて、当該義務発行企業にとって回避不能である。基準改訂の経過において、もっぱらそのような義務は自己資本にとって無害なものとして特典が与えられるべきであったのである。それは、まさに金融商品の解約可能性から生じる。しかし、金融上の契約から発行企業のこれ以上の義務が存在するのであれば、それは自己資本金融商品としての金融商品の区分を、将来においても全体として排除すべきである。

これによって、2つの全く異なる区分の考え方が互いに衝突し、矛盾に行き着く。つまり、発行企業に対するさらなる義務の不在により、そのような義務も解約可能

な会社持分の所有者に対して、自己資本に有害である。これは、比例参加する利益権および引出権がそのつど生じる、会社の負担による回避不能な義務と同様である。それは、完全に典型的な所有者のポジションに属し、全体として金融商品の残余の特徴である“会社持分”を決して疑わない²⁵⁾。

ドイツの協同組合および人的会社にとって、そのような資本区分の貸借対照表上の結果は、いまだに最も異議がある²⁶⁾。しかし以前から、IFRS の視点において、解約告知権は清算資産の支払に対して、協同組合の給付に対する金融上の負債と説明するだけである。また、人的会社の出資者も民法第738条によって、会社に対する補償請求権に結び付けられる、回避不能な法律上の解約告知権を有する。それゆえ、人的会社に対する会社持分は、金融負債を具現化する金融商品の諸基準を満たす。

出資者が、その解約告知権をすでに行使しているか否かは、その限りでは重要ではない。つまり、場合によっては契約上先延ばしされる解約告知から生じる補償請求権の満期日も同様である。IAS 第32号による資本区分に関して、資金流出の蓋然性が目的適合性を有するべきでなく、抽象的な可能性を満たす²⁷⁾。

会社持分が、この規定により他人資本として貸借対照表に計上すべきであるならば、経済的に業績を上げている企業の場合に、その収益潜在性の積極的な展開とともに持分に応じた出資者の補償請求権が上昇する。その結果、期間利益に負担をかける費用が上昇する。反対に、業績不振の企業のケースにおいて、補足的な負担軽減効果が生じる。結論において、期間利益は、企業が首尾よく経営するほどますます悪化し、反対に企業業績が不振であればあるほどますますより良い結果となる²⁸⁾。

24) Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、255-259ページ。

25) Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、267ページ。

26) 2006年の協同組合法の改正まで、法令において配当に対して保護される最低資本を設定する(協同組合法第8a条)または清算資産の支払が、特定の前提条件および方法に結びつく(協同組合法第73条第4項)可能性が生み出された。それとともに、組合員はその組合員資格を事業年度末に解約告知し、その資産の支払を請求できた。それに関しては、新しく生み出される形態オプションが使用されない限り、現在でもなお有効である(Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、251ページ)。

27) これを考慮して一例例えばコンツェルンの親企業としての一人的会社は、2008年におけるIAS 第32号の改訂で、その会社法上の自己資本が他人資本として貸借対照表に計上するまで、IFRS 決算書の推定上華やかな装いを見せる必要があった(Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、252ページ)。

28) 持分所有者が、持分に依りて維持する企業価値に対する請求権か、もしくはその補償請求権が少なくとも差し迫っているならば、結果においてすべての企業価値は、貸借対照表の貸方に表示される。それは、借方に完全な対応関係を認めない。なぜならば、例えば本来の信用価値または会社価値は記帳される必要はなく(IASB、前掲資料注2)、パラグラフ48)、また認識される財産価値は一貫して時価で評価されえないからである。成功している企業の場合—潜在的な補償請求権が借方に計上される財産価値の帳簿価額を上回る場合に—これを“マイナスの自己資本”の表示、つまり帳簿上の債務超過に至る。他人資本に対する会社持分

このような“会計上の変則”により企業の実際の財産状態、財政状態および収益状態に関するひどく歪曲した様子が描かれることは明白である。つまり、自己資本比率の算定、負債の程度（他人資本と自己資本の割合）の算定または負債係数（自己資本と他人資本との割合）ならびに自己資本利益率の算定に対して、IFRSの貸借対照表が“解読”されない場合に、資本コストおよび与信にマイナスの影響を及ぼす恐れがある²⁹⁾。

2 IAS第32号（2008年改訂版）による例外状況の考え方に欠ける

自己資本に対する解約可能な金融商品に関して、最劣後の区分に属するすべての金融商品の、同じ装備のメルクマールもほとんど説得力がないと解される。そのため、同じ装備のメルクマールの要件は、すべて最劣後のクラスに属する金融商品である。それは、そのつど解約可能な金融商品を有する、さまざまな企業のIFRS決算書に関する比較可能性³⁰⁾を危険にさらす。つまり、同一の金融商品はさまざまな企業の決算書において、一方では自己資本、他方では他人資本として表示されうる。それは、分類がまさに当該金融商品自体の装備だけではなく、最劣後のクラスにおけるその他の資本形態の存在にも依存するからである。

解約可能な金融商品に対する最劣後の資本区分もまた、考え方に欠ける異議にさらされていると判断する。つまり、清算または支払不能における劣後性の基準は、自己資本提供者の支払請求権が、すべての債権者の請求権（したがってすべての他人資本請求権）より後位とならなければならない場合に満たされる。しかし—IFRSのシステムにおいてもまさに負債控除後の残余請求権を具体化する³¹⁾—自己資本としての評価は、債権者の取扱いにより、場合によっては、なおも残る残額が割り当てられるのと同様に重要となりえない。順位をつけることは、自己資本提供者との関係において、相互に自己資本に対する分類に疑問の余地をはさむべきではないと解される。

IASBによって2008年に行われた基準改訂は、したがって自己資本と他人資本との区分に関して、説得力のある（代替の）考え方の表現は決してない。それにより、記述される“会計上の変則”を少なくとも部分的に除去されることが可能となった。その際、原則に関する異議に個々のIASBのメンバーが、“以前の”IAS第32号による区分の考え方のすべての相対化に対して、明らかに考慮すべきであった。それは漠然とした不安に、ほかにリスクに関して増大する状態の余地またはさらなる状態の乱用（構造上の機会—structuring opportunities）と同様である。“恒常的に交換されるIASのカードボックス”（standing wechselnde Zettelkasten IAS）は、原則に基づいた資本区分が達成されうるための努力における発達を除いて、変化する援助を満たした³²⁾。

3 基本的な考え方における継続的な評価矛盾

IASBは、IAS第32号の2008年の改訂により、その他の点で資本区分の基本的な考え方—企業が回避できない支払請求権の場合に他人資本—を有するため、それに結び付けられる評価矛盾も存在し続ける。つまり経済的な考察（wirtschaftliche Betrachtung）の場合、貸借対照表の貸方全体が、自己資本のポジションと他人資本のポジションと同じく、支払請求権の写像として解釈しうる。すなわち、自己資本提供者の支払請求権は、継続的な配当または清算収益の持分に応じた支払によって満たされる。

IAS第32号は、自己資本提供者および他人資本提供者からの支払請求権を、個々の支払請求権が存在する（この場合他人資本）か、もしくは請求権が共同でのみ達成されうる（この場合自己資本）かによって最終的に区分する。前者のケースに関して、IFRS会計において情報提供すべきことについて、差し迫っている資金流出が認められる。しかし、どのような方法で—一方で補償に対する個々の解約告知、他方で共同決定される配当など—そのような流出が、場合によって行われるのかについて、資金流出が蓋然性を有するような問題にとって重要とな

の分類はそのほかに、出資者への配当が、もはや直接的に自己資本から控除される必要がなく、成果作用的に損益計算書で費用として認識すべきことをもたらす（IASB、前掲資料注2）、パラグラフ35）。会社法上、利益処分的事象として評価すべき支払は、そのような方法で利益測定局面に移される（Detlef Kleindiek、前掲論文注3）、253–254ページ）。

29) Detlef Kleindiek、前掲論文注3）、251–255ページ。

30) IASB、前掲資料注8）、パラグラフQC20からQC25参照。

31) IASB、前掲資料注8）、パラグラフ4.4(b)。

32) Detlef Kleindiek、前掲論文注3）、268–269ページ。

りうるに過ぎない。IAS 第32号の考え方において、この蓋然性は個々の局面で目的適合性に欠けるとされる。つまり、人的会社の社員が団体から脱退し、その補償請求権が満期となることに関して、どの程度において考慮すべきかは重要でない。しかし、共同の局面で結果において異なって評価される。例えば、資本金会社においても資本減少が決定されうることは、他人資本としての持分の分類を妨げない。

解約可能な金融商品のケースにおいて、資金流出の蓋然性が一解約告知権の行使時にのみ一重要でないと明らかにすることは、その他の点では概念フレームワーク³³⁾ならびに IAS 第37号パラグラフ14による負債概念の一般的な基準と対立する。それによって、資金流出の蓋然性が非常に重要である。会社の場合、専有財産または共有財産において出資者全員の共同払戻請求権は、経済的な考察の際に、単独の出資者または共同の出資者の実際の個々の払戻請求権に関してである。

これはすべて、IAS 第32号による資本区分において経済的に比較可能な事態が、もっぱらその外形に基づいて異なって扱われることを示す。この出発点に、IASB は評価においても経済的な義務を忠実に継続している。例えば、いわゆる長期的な借入金を具体的に明らかにすることが可能である。企業が“長期の”すなわち出資者にとって解約不能で劣後的な、最終的な満期のない、厳密に言えば逡減利付債券を発行すると仮定する。これは、最初の10年間確定され、以降、利息は3%p.a.から値上がり（いわゆるステップアップ）を加えて、特定の信用利率によって変動しうるのである。利息支払いは、通常でない利息の後払いと同様に、配当決定に結び付けられる。発行企業は持分の解約告知に関する権利、厳密に言えば、はじめて固定利息の時期の満了に対する権利を有する。それに加えて、例えば貸借対照表上または税法上の範囲のデータが根本的に変わり、その下で借入金が課される特定の事象の際に特別な解約告知権を有する。

借入条件のこのような形態の場合、発行者に対して固定利息の時期の満了による解約告知権を行使すること、

および借入を返済することという強力な刺激が存在する。それゆえ、すべての参加について計画されている。それにもかかわらず IASB は、このような借入が自己資本金融商品として認定すべきであるという見解を支持する。もっぱら発行企業が解約告知権を有し、その利息支払いも一配当との結びつきによって一その発行者において存続しているため、回避不能な契約上の義務を必要としない。外部の経済的義務は回避不能である。なぜならば、もっぱら契約条件を考慮に入れるだけであるからである。しかし、内在する経済的義務を根拠づける、まさにこれ（逡増利息の形態において）は無視される。経済実質優先（substance over form）一実態による考え方の回避を助長している³⁴⁾。

4 IFRS コンツェルン決算書

コンツェルン決算書上、例外規定は本質的な制限によってのみ適用を認める。つまり、連結の範囲に会社形態が属するならば、その持分は一人的会社のケースと同様に一解約可能な金融商品の諸基準を満たし、この会社に対する非支配持分が第三者に存在する（したがって出資者は連結の範囲外にある）。それゆえ、その少数持分はコンツェルン決算書において自己資本分類を享受しない。当該少数持分は、そこで他人資本に分類すべきである³⁵⁾。それに応じて、連結の範囲における少数持分は補償義務に移すべきであり、それは時価に適合して、成果作用的な結果の評価を必要とする。つまり、少数持分に割り当てられる成果持分は、コンツェルンの損益計算書で費用として記帳すべきである。それは結果において一存在する少数持分の範囲次第で一コンツェルン決算書に対して、財産状態、財政状態および収益状態の表示について同じように歪曲した影響を有しうる。それは、個別決算の視点から、改訂前の IAS 第32号による資本区分と同様である。

それに関して、IFRS による一般的なコンツェルン会計原則のとの決別があり、それによって、少数持分も別個で自己資本に表示される³⁶⁾。つまり、それは IASB に

33) IASB、前掲資料注8)、パラグラフ4.4(b)。

34) Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、268-269ページ。これに関しては IASB、前掲資料注8)、パラグラフ4.6 および IASB、前掲資料注2)、パラグラフ18参照。

35) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ AG29A 参照。

36) IASB、IAS27、Separate Financial Statements、パラグラフ27参照。

関して論理的に説明されていない。適用指針において現在述べられている限り、自己資本に対する解約可能な金融商品の分類は、IAS 第32号の“一般的な区分原則に関する例外” (eine Ausnahme von den allgemeinen Einstufungsgrundsätzen) を示す。それはコンツェルン決算書における少数持分の区分の際に“適用不能”であり、これは説得力を持たない³⁷⁾。つまり、一致して装備される持分の異なった取り扱いが、個別決算書およびコンツェルン決算書において正当化すべきであることが明らかにされないままである。

IASB で議論されたそれ以外の立場について、解約可能な少数持分は、コンツェルンの視点から残余請求権を与えないと解される³⁸⁾。しかし、それもほとんど説得力はない。たしかに、少数の出資者は事実そのつどの子会社において、そのような権利のポジションをもつばら所有しているだけである。少数出資者は、子会社の経済的な共有者であり—IAS 第32号 (2008年改訂版) の例外状況による資本区分を基礎において—首尾一貫してコンツェルンの自己資本提供者に関する立場も有する³⁹⁾。

その他の点でも、新たな例外規定は詳細に議論の余地のある問題に結び付けられる。ドイツの会計解釈委員会 (Rechnungslegungs Interpretations Committee ; RIC) は、その RIC 第3号において一連の解釈問題に対して変更された IAS 第32号 (および IAS 第1号において付け加えられる改訂) の立場を明らかにしている。ここでは、2つのテーマの領域が議論に基づいて取り上げられうるのであり、それはそのつど会社法の視点に対する関連付けを示す。

5 予期される支払の流れの成果依存性

解約可能な金融商品の自己資本分類に関して、金融商品の有効期間にわたって、全体として予期される支払の流れは、実質的に年度利益、純財産の帳簿価額の変動または企業価値の変動に基づかなければならない。つまり、そのために IASB は基準の適用指針における最終版の議決前に、損益および貸借対照表に作用する純財産の場合

の変動が、関連する IFRS に応じて評価することが簡潔に記された⁴⁰⁾。そのつど、国内の会計規定によって言及される関連付けの重要性は、明らかに検討されたが却下された。なぜならば、幅が大きくされるからである。しかし、会社契約が補償条項において帳簿価額を考慮に入れる限り、典型的に国内の基準による—ドイツでは商法による—価値に関連付ける。IFRS 決算書における、解約可能な会社持分の自己資本の評価に関して、帳簿価額補償は、それとは反対に IFRS 規定により算出すべきである。このため、適合する会社契約は推論され変動されなければならないだろう。

IFRS による算定の請求は、年度利益の算出と同様とみなされる。つまり、帳簿価額条項を変えることは、いまだに役立たないだけであろう。しかし個別決算書に関して、商法会計は強制的に規定される。その一方で、実務はさしあたり実用的な方法が認められる。同じ基準⁴¹⁾は、金融商品のキャッシュ・フローがその有効期間にわたって、実質的に簿記上の企業の成果 (配当および帳簿価額の増加) または一企業価値の変動が考慮される限り—いわゆる企業の経済的な成果に基づかなければならないことに応じて述べる。その際“有効期間”は金融商品の、そのつどの有効期間の意味において理解すべきである。その結果、予期される支払の流れの成果依存性の基準は、会社からの予定より早い退職の場合に関しても、すでにその時まで満たさなければならない。会社の出資者が会社の清算まで属して、その持分に適合して清算収益に参加するならば、それに全体として割り当てられる支払の流れ (利益の支払および資本払戻を含む) は、その参加の有効期間にわたって企業価値の変動を反映する。予定より前に退職して、持分に応じた企業価値 (その参加の販売価額) に対して満足される場合に適合する。ここでは、どの基準 (IFRS または商法) によって、退職前の期間において認められる支払が算出されたかは重要ではない。すなわち、配当の時点で持分に応じた企業価値を減少させる。

たしかに、出資者は予定よりも早い退職の際に、実際

37) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ AG29A 参照。

38) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ BC68 参照。

39) Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、260—261ページ。

40) 目的適合的な IFRS にしたがって測定されるべきである (IASB、前掲資料注2)、パラグラフ AG14E 参照)。

41) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ16A(e)参照。

に販売価額で満足されることが確保されなければならないだろう。補償請求権が、民法第738条の規定により見積もるのは事実そのとおりである。しかし、この差異のもとで（とりわけ帳簿価額条項のように）補償をねらいとする補償条項がどこで取り決められるかは、利害関係に対応する。相当する金額についての補償請求権の法律上の適合に対して、一方で契約上の補償額と他方でそのように販売価額で本質的な相違の際の状態となる。それゆえ、RIC もドイツの人的会社の持分について、社員の有効期間にわたって割り当てられる支払の流れが、少なくとも本質的に、経済的な企業の成果によって影響を及ぼすとの立場に立つ。

この実際的な見解に対して何も異議はないのだから、とりわけ IAS 第32号それ自体が、“本質的な”概念が詳細に解されるべきである。それと同様に、どんな具体的な指摘もそれに応じて示さない。公正な解釈の場合、さらにすでにキャッシュ・フローの“主たる”結びつきが、経済的な企業の成果によるものでない場合に、“本質的に”対応関係は少なくとも満たす⁴²⁾。

6 発行企業に対するその他の義務の欠如

解約可能な金融商品の自己資本への分類に関して、発行企業に対するさらなる義務の不在は、商法第122条第1項および同法第169条第1項を背景に、ドイツの人的会社に関する諸問題が生じる。つまり、商法第122条第1項により、すべての合名会社の社員は最終事業年度に対して、測定される資本持分の4%までの（利益に依存しない）引出に関する権利を有する。そのうえ、これが会社の明らかな不利益をもたらさない限り、最終年度の表示される金額を上回る利益持分の支払を、合名会社の社員は要求しうる。合資会社の有限責任社員は、商法第169条により、将来の利益の支払請求権を有している。この任意の基準にかんがみて、人的会社の持分の場合に適合する、発行企業に対する支払義務を排除するために—その法律上の引出権が失効する—会社契約上の規定を必要とすることが主張されている。つまり利益配当は、ここでは出資者の決定に依らなければならないだろう⁴³⁾。

しかし、文献において一部で賛成、一部で反対が散見

される RIC の説明により、法律上の資本引出権および利益引出権は、会社持分の分類に関して自己資本として無害であるべきである。つまり、それらはなお個々の出資者の個々の支払請求権に至らないのであり、したがって、会社の義務を根拠づけられないだろう。支払請求権は、まず出資者が同時に利益処分に関して決定されるという確定により生じる。つまり、支払請求権はその際—暗黙のうち—留保しないことを含み、それによって個々の利益支払請求権が発生しうる。しかし、それはまさに留保も含みうるのである。この意味において人的会社においても利益処分は常に社員の判断にあるため、出資者集団のこの（暗示的なまたは明示的な）決定の前に、なお個々の出資者の個々の引出請求権が発生しないというべきである。それゆえ会社は同様に、株式会社のように配当義務に負担をかけることはほとんどなく、それは回避不能である。人的会社に対する持分も、会社契約が出資者の利益処分決定を含まなければ、自己資本として分類すべきであろう。

RIC が IASB を、いわばその固有の論拠で打ち破ることについて援用するのは明らかである。つまり、純粹に形式的で、もっぱら成果に指向した論拠を示す方法である。しかし、ここでは度を越していると解される。出資者の引出請求権が、年度決算書の確定前に生じないことは適切である。しかし、これはもっぱら IAS 第32号の意味における会社の回避不能な負債（*unentziehbaren Verbindlichkeit*）になお矛盾していないだろう。すなわち、IAS 第32号パラグラフ25により、他人資本分類それ自体が、支払義務が一年度余剰の発生のように—不確実な事象に結び合わせられるケースに触れられていないままである。それゆえ、出資者の利益処分決定への展望は、もっぱら決定的である。これは、たしかに法律上または場合によっては存在する会社契約上の規定と異なり、利用決定を可能にする。しかし、どの範囲まで有効な決定が持分所有者の同意に結び付けられるかについて、この問題はフェードアウトとはならず、それにおいて引出権は介入されるべきである。

大半の決定は、適合する基本的なスタンスを除いて、会社契約において確実に不可能である。それは、出資者

42) Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、261–263ページ。

43) Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、263ページ。

の利益持分の引出に対する権限を、人的会社の社員の中核領域に対してと同様に、その利益参加権の一部として属すればするほどますます重要である。中核領域への介入に対して予想される同意に関して、会社契約において適合する（例えば大半の決定にとって有利な）条項を必要とし、介入の方法および範囲は制限される。しかし、中核領域の目的適合性（Kernbereichsrelevanz）を否定しようとする場合にも、法律上の規定と異なる利益処分について大半の決定は、たしかに少なくとも会社契約上の条項をよりどころにすることができる場合にのみ認められる。それは、大半の決定が、まさにこの決定対象にも十分にはつきり含む。そのような条項の、どこが会社契約において欠如しているのかは、利益留保の有利性に対する利用決定が、たしかに常になおも特別に可能であろう。しかし、それはすべての個々の出資者の同意に依存するだろう⁴⁴⁾。

この結果の状況は、株式法における状況とはと明らかに区別される。そこで、個々の株主の個々の配当請求権は、まず株主総会の共同決定（利益処分決定）によって発生する。つまり、それよりも前に会社の回避不能な義務は存在しない。しかし、ここで考慮される人的会社の状況において—会社契約において異なる規定を条件として—それぞれの個々の出資者は、会社に対する引出請求権の所有者である。それについて、彼の意思に対して行使されえず、したがって回避不能である。この背景にもかかわらず、出資者集団の存在する決定優先権が、すべての当該出資者の同意が法律上の規定と異なる利益処分に対して、少なくとも概念的に可能となるという検討により防衛しようとしていることは、実際上存在する結合をまさに歪曲する。解約可能な会社持分の自己資本における分類に関して、発行企業に対するさらなる義務の不在は、法律上限定された出資者の引出請求権が存続するならば満たさない。

それにより、IAS 第32号の修正により抑えられるべきであろう、その会計上の変則が復活することの異議は、説得力がない。つまり、出資者の個々の引出請求権を出資者の事前の利益処分決定に結び付けるといふ、会社契

約において適合する準備によって、訂正がもたらしうる。出資者が、その決定の際に基礎となっている忠実義務は、それに矛盾しない。つまり、それは決定の判断の権利濫用の行使を禁止するが、しかし自由裁量の余地をそのようなものとして疑問視しない。適合する拘束は、その他の点では有限会社の法律においても存在する。ただし、そこで自己資本における会社持分の表示が、その理由で危険にさらすことを除く。またそれ自体、株式法において利益処分決定は、少なくとも株式法第254条により拘束を義務付けられている。人的会社法における協議は、少なくとも、RIC 第3号の Paragraph 20以下において異なる法解釈にもかかわらず、存在する形成権が有用であることをさらに協議すべきである。どのくらいの定足数がその場合に定められるのか（単純多数、制限多数または一致）は、ここで検討される関係にとって重要でない⁴⁵⁾。

会社契約において、適合する条項に基づいて利益配当が決定される場合、利益額は将来生じる支払請求権の額で他人資本として判断すべきである。それについて、会社持分の自己資本における区分が、その他の点で、手つかずのままであることは曖昧にすべきではなかった。つまり、会社の支払義務は、ここでは会社機関の相当の判断の決定により初めて生じる。そうでなければ、人的会社における事態は、法律上の引出権限が存在しつづけるか、少なくとも出資者決定の条件下でない場合に生じる。その場合、持分は—以前のIAS 第32号のように—他人資本に記帳すべきである。すでに、解約可能な金融商品に関する6つの前提条件によって、累積的に満たされなければならない例外状況の構成にかんがみて、出資者の払込の貸借対照表上の表示は、複合金融商品として認められないと解される⁴⁶⁾。

IV IASB・FASB共同プロジェクトとドイツ商法会計

1 IASB および FASB による共同プロジェクト

2008年に、IAS 第32号に関して検討された“必要な改訂”が、暫定的な解決策としてのみ考えられることは、特

44) Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、264—265ページ。

45) Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、265—266ページ。

46) Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、266—267ページ。

定の緩和により承知するかもしれない⁴⁷⁾。IASB および FASB が、2004年から共同プロジェクトである“持分の特徴を有する金融商品” (Financial Instruments with Characteristics of Equity) に従事している。その範囲において、自己資本と他人資本の区分は基本的な考え方に関して改訂し、“原則に指向して” (prinzipienorientierte) 新たに整理されるべきである。

このプロジェクトは、さしあたり FASB の責任のもとで2005年7月に最初の討議資料—いわゆるマイルストーン草案に—が公表された⁴⁸⁾。それによって、永続的金融商品および直接所有の金融商品が自己資本として分類されるべきとなった。前者の場合、その所有者が発行者の清算時に、その純財産に対する比例参加持分を認めるが、しかし清算前には補償義務を有しない金融商品にかかわる問題である。それは、当初における IAS 第32号による資本区分の原則に適合する。それに対して、直接所有の金融商品は、その所有者に（場合によっては解約告知によって清算前にも）発行者の持分に応じた純財産に対する無制限の（残余）請求権を得させるような金融商品である。これは（仮定の）清算時にのみ、劣後的にサービスを提供すべきである。

2007年11月に、討議資料（“予備的見解‘持分の特徴を有する金融商品’”⁴⁹⁾が2005年の“マイルストーン草案”からでてきている、それにおいて、FASB は3つの代替的な区分のアプローチ—基本所有アプローチ (Basic Ownership Approach)、所有決済アプローチ (Ownership Settlement Approach) および再評価期待成果アプローチ (Reassessed Expected Outcomes Approach) —を述べている。ただし、最初に述べたモデルにとって有利となるような明確な優位をとまなう。つまり、基本所有によりアプローチは無制限に継続する（買い戻し不能）金融商品と、制限付きで継続するかもしくは解約可能な（買い戻し可能）金融商品が区別される。前者は、それがその所有者が発行者の残余財産に対する無制限の持分を与え、清算時には最劣後のクラスとなる場合に自己資本として分類すべきである。後者の場合—つまりとりわけ解約可

能な金融商品—自己資本に対する分類は、所有者が解約告知（またはそれ以外の理由による返還）の際に、発行者の純財産に対する持分に応じた請求権を有することが前提条件である。それは、仮定の清算時にその請求権に適合する。しかし金融商品の諸条件は、それによって他の資本提供者の、より高位の請求権が侵害される場合に、補償に対するその返還を阻止しなければならない。IASB は、FASB のペーパーにおいて議論されている3つのアプローチの表現を、2008年2月末に公表された“討議資料‘持分の特徴を有する金融商品’”⁵⁰⁾において引き継いでいる。

2007/2008年にわたる、この議論に対して提供されたアプローチに対する反響は、主として否定的であり、基準案は現在まで存在しない。現在一両者の基準設定者の共同のプロジェクトの中間地点として一示されている区分案は、新たに変更される方法を追求する。つまり一方で、発行者の解散前に所有者の払戻請求権に結び付けられないような、永続的な金融商品は自己資本に分類される。他方で、解約可能な（またはその他の理由から返還すべき）金融商品（買戻可能な金融商品および売付可能な金融商品）は、所有者が脱退する限り、契約条件によって引き続きとどまる金融商品の所有者が企業を存続しうる場合、自己資本として分類する。これは—代替的に—所有者が金融商品を（協同組合持分の場合と同様に）企業との取引契約のために保持し、その契約が終了する限り、諸条件が返還を予定する場合にも同様である。

これまで、言及されてきた討議資料において提供されてきたものは、代替的なアプローチによるごちゃまぜ (mixtum compositum) であるように解される。それに加えて、さまざまな（部分的にまったく異なる）自己資本基準を組み合わせようとしている。外から検討すると、すべての大胆な企てに、なお、なんらかの任意性が内在するという印象を禁じ得ないと解される⁵¹⁾。

47) IASB、前掲資料注2)、パラグラフ BC55 および BC69 参照。

48) FASB、Milestone Draft, *Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Other Instruments*, 2005年。

49) FASB、前掲資料注1) 参照。

50) IASB、前掲資料注2) 参照。

51) Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、271–273ページ。

2 比較において：ドイツ商法会計における会社法上の基準

IASBとFASBの共同プロジェクトのこれまでの成果が、国際会計における基準設定の品質において、信頼を強化することを要請しない場合でも、IAS第32号による自己資本または負債としての区分に関する議論は、確かに重要な認識を与える。つまり、商法会計における資本区分と税の影響を比較して、会社法上の基準が、どの給付の範囲にIFRS決算書自体が、純粋な情報貸借対照表の視点のもとで隣接しているのかを明らかにしている。

それゆえ、ある人的会社に差し迫っている資本支払が、その社員の考えられる解約告知の際に負債として写像されなければならないか否かの問題は、すでに商法上の貸借対照表に関しても提供される。つまり、商法による負債概念の背景から、適合して数量化可能な負担が経済的に発生するという影響が現れるのであり、その結果、引当金設定が必要となる。それにもかかわらず、われわれがその限りでその他の反応を示す場合、商事会社の出資者に関して、法律上定められる諸条件にゆだねる資本—“法律上典型的な”または（ここでも同様に）“会社法上の”自己資本に言及可能である—も、貸借対照表法の意味において自己資本である。資本会社にとってそれは、すでに商法第266条における自己資本要素の名称から出てくる。

会社法上の自己資本概念は、それに関連して、さらに貸借対照表上の負債概念を具体的に述べる。つまり、自己資本において払い込まれるものは、負債項目を根拠づけない。それはわれわれに不適切な意識もたらさない。すなわち、それは特定の支払制限—さまざまな会社形態に関する周知の詳細な区別による—に従わせることによって、会社のそれ以外の支払い負担に関する自己資本の支払を引き出す立法者である。会社法上の自己資本に結び付けられる制限から、影響を及ぼす貸借対照表上の自己資本のメルクマールが同時に導き出される。つまり、継続時における通常の損失を伴う計算および支払不能時または清算時における拠出資本の劣後性は、法形式上支配的である。

会社法上および貸借対照表法上の相互に調整されるすべてのシステムに関して、会社法上の自己資本形態が貸

借対照表上の自己資本にも属することは自明のことである。貸借対照表上の自己資本概念は、そのためにたしかに幅広くなりうるが、しかし会社法上の自己資本よりも厳密に区分される必要はない。これは、いわゆる実質的な自己資本概念に関して役立つ。すなわち—法律において明記された自己資本項目を越えて—会社財産においてさらなる増加は、自己資本に分類すべきか否か、自己資本に分類するのであればどのような前提条件で分類すべきかを、もっぱら明らかにするだけである⁵²⁾。

V むすび

以上の議論を検討した結果、次の諸点を指摘できる。

第1に、自己資本に対する解約可能な金融商品に関して、最劣後の区分に属するすべての金融商品が同じ装備のメルクマールを有することは適切ではない。これは、IFRS決算書の比較可能性が損なわれる結果となりうる。同一の金融商品であっても、企業によって自己資本として表示されたり他人資本として表示されたりする。これは、最劣後のクラスにおけるその他の資本形態の存在に依存するからである。

第2に、IAS第32号において、資金流出の蓋然性は個々の局面で目的適合性に欠けるとされる。つまり、人的会社の社員が脱退し、その補償請求権が満期となることに関して、どの程度において考慮すべきかは重要ではない。

第3に、予期される支払の流れの成果依存性の基準は、会社からの予定より早い退職の場合に関しても、すでにその時まで満たさなければならない。会社の出資者が会社の清算まで属して、その持分に適合して清算収益に参加するならば、割り当てられる支払の流れは、その参加の有効期間にわたって企業価値の変動を反映する。どの基準（IFRSまたは商法）によって退職前の期間において認められる支払が算出されたかは重要ではない。

第4に、法律上の資本引出権および利益引出権は、会社持分の分類に関して、自己資本として無害であるべきである。つまり、それらはなお個々の出資者の個々の支払請求権に至らないのである。したがって、会社の義務を根拠づけられない。また、人的会社に対する持分も、

52) Detlef Kleindiek、前掲論文注3)、273-274ページ。

会社契約が出資者の利益処分決定を含まなければ、自己資本として分類すべきである。出資者の引出請求権が、年度決算書の確定前に生じないことは適切である。しかし、これはもっぱら IAS 第32号の意味における会社の回避不能な負債になお矛盾していない。

第5に、FASB および IASB による共同プロジェクトにおいて、言及されてきた討議資料において提供されてきたものは、代替的なアプローチによるごちゃ混ぜであるように解される。また、さまざまな自己資本基準を組み合わせようとしている。なんらかの任意性が内在すると解しうる。

第6に、ドイツ商法会計における資本区分と税の影響を比較して、会社法上の基準が、どの給付の範囲に IFRS 決算書自体が純粋な情報貸借対照表の視点のもとで隣接しているのかを明らかにしている。会社法上および貸借対照表法上の相互に調整されるすべてのシステムに関して、会社法上の自己資本形態が貸借対照表上の自己資本にも属することは自明のことである。貸借対照表上の自己資本概念は、そのためにたしかに幅広くなりうるが、しかし会社法上の自己資本よりも厳密に区分される必要はない。

IFRS において、貸借対照表上の自己資本は会社法上の自己資本概念から独立して定義されるため、IAS 第32号による資本区分に伴い IFRS 決算書に関する能力の限界が明らかにされる。会社法および貸借対照表法の相互に調整されるシステムにおいて、会社法上の自己資本を貸借対照表上の他人資本として表示する IFRS 決算書は、純粋な情報貸借対照表の責務さえも機能的に適合して満たさないと解される。

〈参考文献〉

- Detlef Kleindiek, *Eigenkapital im nationalen und internationalen Bilanzrecht: Kapitalabgrenzung nach IFRS und HGB*, Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht, 175, 2–3, 2011.
- EFRAG, PAAinE, *Discussion Paper, Distinguishing Between Liabilities and Equity*, 2008.
- FASB, Milestone Draft, *Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Other Instruments*, 2005年。
- FASB, Preliminary Views, *Financial Instruments with*

Characteristics of Equity, 2007.

IASB, *Amendments to IAS32 Financial Instruments: Presentation and IAS1 Presentation of Financial Statements, Puttable Financial Instruments and Obligation Arising on Liquidation*, 2008.

Jens Wüstemann und Jannis Bischof, *Eigenkapital im nationalen und internationalen Bilanzrecht: Eine ökonomische Analyse*, Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht, 175, 2–3, 2011.

Jörg Baetge/Hans-Jügen Kirsch/Stefan Thiele, *Bilanzen 11., aktualisierte Auflage*, IDW, Düsseldorf, 2011.

Jörg Baetge/Norbert Winkeljohann/ Timo Haenelt, Die Bilanzierung des gesellschaftsrechtlichen Eigenkapitals von Nicht-Kapitalgesellschaften nach der novellierten Kapitalabgrenzung des IAS32 (rev. 2008), *Der Betrieb* Heft 28/29 vom 18.7.2008.

Jörg Baetge und Timo Haenelt, Kritische Würdigung der Kapitalabgrenzung im IFRS-Abschluss und Darstellung des alternative Loss Absorption Approach der EFRAG und des DSR, *Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht* 2-3/2008.

Kampmann, Helga and Schmidt, Martin, Distinguishing Between Equity and Liabilities – A View on FASB's and IASB's Approach (August 19, 2008). Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1238071>.

Kampmann, Helga, *Die Kapitalstruktur der Unternehmung in der handelsrechtlichen Rechnungslegung: Ökonomische Theorie des Bilanzrechts und Prinzipien der Bilanzierung einfacher und hybrider Kapitalformen*, Bielefeld, 2001.

Kampmann, Helga, *Zur aktuellen Diskussion um die Abgrenzung von Eigenkapital und Fremdkapital in der internationalen Rechnungslegung: Abkehr von der dichotomen Kapitalgliederung als Lösungsansatz?* KoR 4, 2007.

Thiele, Stefan, *Das Eigenkapital im handelsrechtlichen Jahresabschluss*, Düsseldorf, 1998.

Wolf-Dieter Hoffmann/Norbert Lüdenbach, Die Neuregelung des IASB zum Eigenkapital bei Personengesellschaften, *Der Betrieb*, Heft34, vom 25. 08. 2006.

青木隆「負債・資本区分に関する動向と課題」『會計』第169巻第3号、2006年3月、143–152ページ。

青木隆「ドイツにおける自己資本の特質」『商学集志』（日本大学商学研究会）第76巻第4号、2007年3月、17-34ページ。

青木隆「金融商品に関する負債・持分の区分」『会計学研究』（日本大学）第22号、2008年3月、89-118ページ。

青木隆「金融商品をめぐる負債・持分の区分—FASBとIASBの比較検討」『会計論叢』（明治大学専門職大学院会計専門職研究科）第5号、2010年3月、75-95ページ。

青木隆「欧州における負債・持分の区分の動向」『中央学院大学商経論叢』第25巻第2号、2011年3月。

青木隆「ドイツにおける負債・資本の区分の動向—人的会社および協同組合を中心として—」『中央学院大学商経論叢』第27巻第1号、2012年9月、3-14ページ。

青木隆「自己資本概念の諸相」『中央学院大学商経論叢』第28巻第1号、2013年9月、61-75ページ。

秋坂朝則「会計上の負債と払込資本の区分をめぐる国際的な動向とわが国への適用可能性について」『金融研究』（日本銀行金融研究所）2009年3月、99-117ページ。

五十嵐邦正『資本会計制度論』森山書店、2008年。

五十嵐邦正『ドイツ会計制度論』森山書店、2012年。

池田幸典「負債と資本の区分」石川鉄郎・北村敬子編著『資本会計の課題—純資産の部の導入と会計処理をめぐって』中央経済社、2008年、25-45ページ。

今福愛志・田中建二「負債と資本の区分再考」『企業会計』第53巻第9号、2001年9月、103-108ページ。

椛田龍三「負債と資本の区分の会計問題」『會計』第163巻第2号、2003年2月、93-108ページ。

川村義則「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』第23巻第2号、2004年6月、73-103ページ。

古賀智敏「売建プット・オプションと負債・資本の区分」（古賀智敏編『ファイナンス型会計の探求』中央経済社、2003年）87-97ページ。

田中建二『金融商品会計』新世社、2007年。

徳賀芳弘「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』第55巻第7号2003年7月、18-25ページ。

日本大学商学部商学・会計学研究所『資本とはなにか—現代商学と資本概念』日本評論社、2008年。

野口晃弘『条件付新株発行の会計』白桃書房、2004年。

村田英治「会計等式の意義」『會計』第176巻第3号、2009年9月、27-37ページ。

山田純平『資本会計の基礎概念—負債・持分の識別と企業再編会計』中央経済社、2012年。